

令和2年白浜町議会第1回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 令和2年3月12日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 令和2年3月12日 10時01分

1. 閉 議 令和2年3月12日 13時47分

1. 散 会 令和2年3月12日 13時47分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	南	勝弥	4番	西尾	智朗
5番	丸本	安高	6番	正木	秀男
7番	堅田	府利	8番	松田	剛治
9番	小森	一典	10番	水上	久美子
11番	辻	成紀	12番	廣畑	敏雄
13番	溝口	耕太郎	14番	長野	莊一

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 濱口 伊佐夫 事務主査 坂本 十志也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	山 中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	石 田	健
総務課長	愛 須	康 徳	税 務 課 長	岩 城	祐 朗

民生課長	寺脇 孝男	住民保健課長	中本 敏也
生活環境課長	廣畑 康雄	観光課長	泉 芳明
建設課長	玉置 康仁	上下水道課長	久保 道典
会計管理者	玉置 孔一	消防長	大谷 哲也
教育委員会			
教育次長	榎本 崇広	総務課副課長	山口 和哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会令和2年第1回定例会2日目を開会します。

ただいまの出席議員は14名です。

はじめに、皆様にご協力のお願いがございます。

新型コロナウイルス感染症に関する予防対策でございますが、当町においても、学校の休校や各種会議、イベントは中止、縮小、簡素化されています。

当議会においても対応をしたいと考えており、すでに実施している方もいらっしゃいますが、本定例会及び委員会において、議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスク着用を許可しています。

また、傍聴者並びに報道関係者についてもご協力をお願いしたいと思います。

次に、会議については適宜休憩をとり、議場の換気を行いながら進めることといたします。

議員各位におかれましては、実情をご考慮いただき、議会運営にご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程につきましてはお手元に配付しております。

本日は一般質問を予定しています。

予算審査特別委員会の参考資料をお手元に配付しております。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

去る3月3日に設置いたしました予算審査特別委員会の委員長に3番 南君、副委員長に2番 楠本君と決定いたしましたのでご報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

6番 正木君の一般質問を許可します。

正木君の質問は、一問一答形式です。通告質問時間は40分です。危機管理についての質問を許可します。

6番 正木君（登壇）

○6 番

おはようございます。議長及び同僚議員のご理解のもと、発言の機会をいただきまことにありがとうございます。今、議長が冒頭におっしゃられましたけども、今世界的に危機を迎えておる状態でございますので、私は持ち時間が40分という通告の中で進めていきたいと思っております。

まず、危機管理について何点か質問いたします。

今後、30年以内に起こるであろうという南海トラフ大地震、その大津波発生に対し、和歌山県は先般、緊急防災参集訓練をいたしましたところ、たしか1時間以内ですか、60分から90分以内前後に85%ないし90%の職員が参集したと地方紙に報じられておりました。町長は町民の健康、安全・安心を守るべきトップリーダーでございます。そういう概念の中で白浜町はそのような事案を実施したことがあるか、町長はいかがお考えかと、こういう質問でございます。

○議 長

正木君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。ただいま正木議員から職員の防災訓練の有無についてご質問をいただきました。

町の防災訓練の取り組みについてでございますけれども、議員が参考として紹介いただきました県の緊急防災参集訓練は確認をしております。先月2月7日の早朝に県の本庁、各振興局の緊急防災職員指定者のうち出勤可能な職員を参集する訓練を実施したとお伺いしております。地震、災害はいつどこで発生するかわからず、抜き打ちの参集訓練は防災対応を指導する管理職員の防災意識及び災害対応能力の向上にもつながる訓練と認識していますが、当町においては、職員の緊急参集訓練は実施できていません。

○議 長

6番 正木君（登壇）

○6 番

日ごろ地区防災、そういう訓練の中で各地域、区民並びに町民、住民ですけれども、観光客もおられる中で訓練が実施されている状態でございます。やはり当町みずから抜き打ち的なそういう訓練、実践的な訓練が大事だと思いますけれども、いかがですか。町長、再度お願い申し上げます。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

職員の人事異動や新規職員の採用なども考慮する必要があると考えております。しかしながら、抜き打ちの訓練を実施するとすれば、勤務中に行うのか、あるいは時間外に行うのか、勤務中であれば来庁者がいることもあり得るため、行う時期や時間においては検討する必要があると考えています。

また、来年度において県危機管理局と連携した町災害対策本部に係る図上訓練など可能な範囲で実施を検討していきたいと考えていますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

6番 正木君（登壇）

○6 番

こういう危機的な、前段に申しましたけども、世界的なパンデミックに入っております。昨日も東北の震災で丸9年という時間が過ぎ去りました。私も2回ほど被災地へ行ってきました。その中で、やはりこういう危機的なときは想定外というような状態の中で対応していたらいただければと、こういう思いがしております。

その中で、非常時の電源確保というのがライフラインの中で大事と思うんです。その場合、当町の本庁もさることながら対策本部を設置する中で、電源が大事と。全てシャットダウンすると、そういう部分で非常時の電源確保が第一と私はそういう認識をしております。そこから、白浜町において、そういう電源確保、ましてや避難している住民、区民のそういう電源はいろいろな部分で手当てができていいのか、そこらはいかがですか。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

おはようございます。ただいま正木議員より非常時の電源確保のご質問をいただきました。

町が開設する避難所の電源確保としましては、非常用発電機が設置されている施設が4施設、ソーラーパネルが設置されている施設が6施設ですが、避難所で使用できる施設については民間施設の百々千園と椿園のみの2カ所となっています。議員がご指摘のとおり、大規模災害において長期の停電が懸念される中で、自家発電機を備える施設や電源供給可能な車両というようなものの導入も今後考えていかなければならないと思います。ただ町有施設の新築、移設やそういうときの入れかえということも十分今後は協議の必要があると思います。それまでは、各避難所に2基ずつ備蓄しているポータブル発電機で対応したいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

6 番 正木君（登壇）

○6 番

私は常に訓示の中で、為さざると遅疑するは最高指揮官の最も戒めるところなりと、こういう先人の訓示がございます。そういう中で井潤町長はみずからリーダーシップをとっていただければなど。そういう部分で私も含めてですけども、皆さんとともに協力してあたっていったらという思いをしています。

次に、先般より会議でもありましたように、新型コロナウイルス感染症問題で何点か伺います。

未知との遭遇というんですか、映画じゃないですけど、そういう部分でクラスター連鎖で社会が右往左往している、恐々としておりますけれども、皆が冷静な対応をして頑張らなくてはなりません。白浜においても、大型レジャーランド、アドベンチャーワールド様、エネルギーランド様も休園、休館されております。そして各観光施設、教育関係施設も同様でございます。大きな英断をされて、大変な事案が発生しております。

議会でも内閣への意見書提出と動いております。その中で一番大事なことは、やはり心を大きく持って、ある国、ある地域、ある人種等々の偏見や人権差別があってはならぬことと思っております。互いに助け合って、そういう心が大事、大切であるという思いでしております。悪いのは、やはり憎んでも恨んでもウイルスであって、共助という概念で世間は動くべきと、私はそう思っています。

そして、その中で前段に申し上げました新型コロナウイルス感染症事案で、白浜町も観光立町として大きく影響を受け、五里霧中というか先の見えない事柄であります。先般の全協でも各議員が発言されておりましたけれども、対応策はいかがか、町長に伺いたい。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

正木議員から新型コロナウイルス感染症にかかる町の対応につきましてご質問をいただきました。

昨年12月以降に中華人民共和国湖北省武漢市で新型コロナウイルスに関連した肺炎の発生が複数報告され、日本国内では1月15日に初めて感染者が確認されて以降、国においては、水際対策や感染拡大の防止に取り組み、1月30日に閣議決定により、新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されました。また、2月13日に和歌山県内で新型コロナウイルス感染者が出て以来、県内で新型コロナウイルス感染者は、3月11日現在でございますが、14名となり、うち9名の方が退院をされております。白浜町においても2月19日に県内での感染拡大が懸念されることから、白浜町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、対応しているところであります。町の取り組みとしては、町ホームページやFMビーチステーションを活用した啓発や町関連施設へのアルコール消毒液配備を行い、安心・安全メールや新聞折込、町広報誌への折込による啓発チラシの配布や、また妊婦の方や呼吸器の機能障害で身体障害者手帳をお持ちの方へのマスクの配布等を行ってきたところであります。

白浜町においても、新型コロナウイルスの影響により、宿泊施設のキャンセルや大型観光

施設の休園、休館など観光産業、地域経済にも大きな影響が出てきております。新型コロナウイルスの感染を防ぐためには、あらゆる手を尽くして取り組まないといけない状況であります。町内で感染者が出ないように、経済団体の各施設において衛生管理の徹底の協力要請をお願いしているところであります。

また、町内の宿泊施設、観光関連施設にもお伺いし、現状を聴取しながら、今後、緊急経済対策や観光振興策の取り組みを早急に進めてまいりたいと考えております。

正木議員のおっしゃるとおり、先行きが見えない状況であります。今後、国や県の動向に注視し、田辺保健所や近隣市町、町関係団体とも連携しながらこの難局を乗り越えていく所存でございます。

○議 長

6番 正木君（登壇）

○6 番

今町長がそういう対応をしていると、そういう流れですけども、現実には町内においてマスク、トイレットペーパー、そういういろんな部分がやはり町民の間においてパンデミックに入っております。どこへ行ってもないと、こういうような。もともとそういう部分で規制の中でありましてけれども、やはり町民に冷静な行動、対応をしていただきたいと、こういう町からの発信を再度繰り返していただければと、そういう思いでしております。

私も2月の初めですか、発災しまして200枚か300枚ですか、マスクを中国に個人的に送りました。その中で頑張れ武漢、頑張れ中国と、こういうようなメッセージを添えて送ったところ、大変感銘を受けましたと、こういう返事がありました。

そういう中で、白浜町は再度物が無いような状態が続いていますので、広報を通じて発声してほしいなと思っております。

そして、近隣市町村との連携という町長の答弁ですけども、やはり連絡を密に、こういう部分でしていただきたいと思っております。

今、4つ目に端折って飛ばしますけども、町民からの問い合わせ、はまゆう病院での対応、対策、それはいかがか、そのような思いがしております。答弁をお願いします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

正木議員から、先ほどの話に戻りますけども、まず近隣市町との連携につきましては、現在議員がおっしゃるとおりで、大変大事であるというふうに考えております。1月下旬ぐらいから近隣市町の担当課長や保健センター間で、メールや電話での連絡を取り合い、情報共有をしているところでございます。

それから、近隣市町でも、新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されておりますので、現在、他の市町の担当課と情報収集をして、情報共有を行っております。新型コロナウイルスの影響等によりいろんな影響が出るんですけども、特にスポーツ合宿等のキャンセルが出てきておりますので、それにつきましても観光産業というのは白浜町だけではなく、広域圏でも影響が出てきているというふうに認識しておりますので、引き続き情報共有とそれから連携をしてみたいというふうに考えております。

○議 長

6番 正木君（登壇）

○6 番

今、私が前段に言いましたように、理事長であるはまゆう病院の町民の受け皿であるはまゆう病院が、そこに問い合わせがあるのかないのか。保健所を通じてどうなのかと、こういう思いで質問をしたつもりでございます。

○議長

番外 住民保健課長 中本君

○番外（住民保健課長）

町民からの役場にお問い合わせいただきましたのは、1月下旬から現在まで26件でございます。症状についてのお問い合わせは数件でございます。症状についてのお問い合わせにつきましては、田辺保健所の相談窓口を案内しているところでございます。はまゆう病院の対応ということでございますけども、田辺保健所の指示に従い、紀南病院、南和歌山医療センターと連携をとりながら対応しているということでございます。

○議長

6番 正木君（登壇）

○6 番

これは質問事項に書いてないんですけども、けさほどのNHKのニュースの中で、和歌山県が34%と、こういう検査結果の中で仁坂知事が絶賛されておりました。東京都などほかのところは大阪府にしても、2%、3%と、こういう検査体制でございます。その中でブロックディフェンスをしているというような対応の中で、和歌山県はそれ以降、1人若い子ですか、ライブで発生した状態ですけども、ほぼブロックされていると、このような部分であるので、ぜひとも白浜もそういう対応をしていただければと、このように思っております。

続いて、国の方針もまだ定まってない中ですけども、各団体、関係者との対応、対策。その中では休業補償とか手当、利子補給等々の方針が一朝一夕の中で動いておるんですけど、白浜町独自の対応というんですか、対策はいかがですか。町長に伺いたい。

○議長

番外 観光課長 泉君

○番外（観光課長）

先ほどはすみません、マスクやトイレットペーパーの品薄等についてご質問をいただきました件について先に答弁させていただきたいと思っております。

現在、新型コロナウイルスに関連した感染予防のため、マスクの需要が増加しており、マスク不足解消のため、国や企業が連携して取り組んでいるところでございます。また、トイレットペーパー等につきましては、ほとんどが国内工場で生産されておりまして、十分な供給量、在庫が確保されておりますが、配送等が追いついていない状況となっております。このような状況の中、町民の皆様にも冷静な対応をお願いしたく、マスクやトイレットペーパー等の品薄問題につきましては、現在町のホームページを通じて情報発信をしているところでございます。

次に、正木議員からご質問がありました、町の取り組み、それからまた各団体との連携対策というところにつきまして、答弁をさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルスの感染を予防する対策としましては、町と経済団体が一丸となって公共交通機関や宿泊施設等の衛生強化に努めてきております。町内の公共交通機関の中で、県外からお越しになる施設、JR白浜駅、高速バス会社、南紀白浜空港へ町からアルコール消毒液の配布を行いました。また、各経済団体のホームページでお客様に対しまして、手洗い、うがい、せきエチケット等による感染予防対策の協力や当町滞在中の方が万が一発熱やせきなどの症状により体調がすぐれない場合には、速やかに施設スタッフや医療機関まで申し出ていただくよう、お願いをしているところでございます。

また、経済対策のうち資金繰り融資の関係では、経済産業省が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける業種に属する中小企業の業況が悪化していることを踏まえまして、中小企業者の資金繰り支援措置としまして、セーフティネット保証4号、5号の対象業種の追加指定を行っております。

和歌山県では、感染拡大を起因として、観光客の減少等に伴う売り上げ減少の影響を受ける中小企業を支援するために、一般枠となりますが、経営支援資金の融資対象要件を緩和しているところでございます。

町としましてはこれらの措置とあわせまして、対象要件はございますが、当町の中小企業信用保証料補助制度を受けることが可能となります。また、利子補給制度につきましては、当町の小規模事業者等貸付利子補給といたしまして、日本政策金融公庫が取り扱う融資制度、小規模事業者経営支援資金貸付、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付につきまして、今後、利子補給の拡充などを検討し、引き続き町内の中小企業者の経営の安定及び地場産業の振興に努めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスの影響によりまして、当町でも宿泊のキャンセルや大型観光施設の休園、休館など、こうした危機的状況を踏まえ、経済団体と連携しながら観光振興、商工業の活性化を図る事業を展開していきたいと考えております。

現在、検討している事業といたしましては、例えば観光客への白浜観光意欲の向上と誘客を図ることを目的とした旅行クーポン券や、また町内の消費拡大を目的として消費者の購買意欲を呼び起こすとともに、事業者にとって売り上げアップにつながるような町内の経済活性化策の取り組みを早急に実施したく考えているところでございます。

以上です。

○議 長

6番 正木君（登壇）

○6 番

先般の全員協議会で議長が発言されておりましたけれども、何よりやはり政治力と、こういうような思い、議長よりの発言がございました。あらゆる力を発して、全力で対応していただきたいと、そういう中で、今後、取り組んでいただければと。

続きまして、通告はしてないんです。これは教育関係で若干、私は申告漏れで、ちょっと質問があったんですけども、全般的に当局に提言というんですか、そういう部分で学校関係も休校されて、休園されたり、学童保育、いろんな部分が発生しております。そこも含めて私はちょっとミスりまして、通告してないので、ご理解のほど。

最後に提言をさせていただきます。

今般、国から小中学校の臨時休校の要請があり、県下のほとんどの市町村が休校措置を講

じております。この措置により、学童保育を初めさまざまな課題、問題が発生し、混乱が生じております。感染状況が日々変化している中で、先行きは不透明ですけれども、特例開校など、当町の実情に即した対応が必要と思われます。町長には先ほど言いましたように政治力を発揮して、教育委員会とも十分な協議を重ね、この難局を乗り切っていただければと、このように思っております。

これで、質問を終わります。

○議 長

以上をもって、正木君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 10 時 25 分 再開 10 時 33 分)

○議 長

再開します。

5 番 丸本君の一般質問を許可します。

丸本君の質問は、一問一答形式です。通告質問時間は50分です。まず1点目の税の滞納と差押についての質問を許可します。

5 番 丸本君（登壇）

○5 番

改めまして皆さんおはようございます。5 番 丸本安高です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

それでは、早速ですが一般質問に入りたいと思います。

最初に税の滞納と差し押さえについて質問をさせていただきます。

税の滞納と差し押さえについては、先の12月議会でも質問をしたところではありますが、当局との間に見解の相違があったため、再度質問をさせていただきます。答弁は簡潔明瞭にお願いしておきます。

日本の最高法規である憲法30条には、国民は法律の定めるところにより納税の義務が定められています。納税は国民の義務であり、徴税は大切なことでもあります。なぜならば、税はこの日本の国の根底を支えるものであり、法を遵守した上で徴税を行わなければ行政運営に対し信頼が揺らぐことになるからです。徴税はこの日本の国の根底を支える最重要な部署と言えると思います。しかし、法で国民に納税の義務を背負わせている以上、徴税も法で定めたルールを守り行わなければなりません。白浜町の徴税事務については差し押さえが人口比で県下で一番であり、税務職員が徴税業務に勤んでいることが滞納処分の件数を見ればわかります。税の滞納があれば、徴税滞納処分しなければならないことは法で決められています。ですから、滞納処分は義務となっているわけです。

差し押さえは滞納処分の一つであり、徴税業務を法令にのっとり行っていることであると理解しておるわけでございます。差し押さえ件数が多いのは業務に勤んでいると理解したいところではありますが、しかし、井瀬町長就任時、差し押さえが年間300前後の件数であったものが、ここ三、四年の間は約3倍の1,000件超えと件数が激増しております。

過日、総務課からの資料を見ると、和歌山県下30自治体の中で白浜町は一人当たりの所得は下から4番目のところにあり、決して町民の暮らしが豊かとは言えません。県下で当白浜町は27位の所得であり、所得が低い中、豊かに暮らすための施策が必要であると思いま

すが、町長の認識はいかがでしょうか。

○議 長

丸本君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

丸本議員から、税の滞納と差し押さえについてのご質問をいただきました。

議員がおっしゃるように日本国憲法は我が国の最高法規であり、第30条の納税の義務に基づいて日々徴税業務を遂行しております。租税法律主義のもと、納税者から税金を徴収させていただき以上、法に従い、徴税事務を遂行し、法令遵守を徹底しております。

丸本議員におかれましては、税は国の根底を支えるものであり、徴税業務並びに滞納処分の重要性、必要性についてご理解をいただいているところでございます。また、所得が低い中、豊かに暮らすとはどういう暮らしをすればできるのかのご質問に関しましては、第二次白浜町長期総合計画にもございますが、誰もが住みなれた地域で地域社会の一員として所得の高い低いにかかわらず、生きがいと役割を持って暮らし続けることができるよう、安心・安全の確保や子ども・子育て環境の充実、高齢者福祉の充実、地域福祉の推進による地域共生社会の実現等を図り、あわせて企業誘致や就労対策等の各種施策の推進を通して、本町にかかわる誰もが幸せを感じることができるまちづくりを、これからも行ってまいりたいと考えているところでございます。

差し押さえの件につきましては、担当課長から答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

おはようございます。差し押さえ件数の増加の要因につきましては、令和元年12月議会でも答弁させていただきましたとおり、白浜町は観光地であるため納税者数が多く、滞納されている方が町外及び県外に多数おられること、滞納案件について多くの期限内納付の納税者との公平公正を図るため、システム改修を行い、財産調査や差し押さえ処分の効率化を重ねてきた結果でございます。

また、預金の差し押さえ処分を行う場合には、生活状況の実態調査や財産調査等、あらゆる調査を行った上で、その預金を差し押さえることによって、直ちに生活が窮迫しないか等個別の事情を総合的に判断し、慎重に行っているところでございます。

なお、平成30年度預金差し押さえの内訳につきましては、732件中町外の滞納案件が378件と半数以上を占めています。また、金額では、1万円未満の案件が420件とおよそ6割を占めてございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

税務課では、滞納者がおられた場合、福祉係へ相談者を案内するケースがあるとのことですが、町民の暮らしは県下30自治体の中で下から4番目の所得であり、生活が困窮しているのではと私は思うわけでございます。町民の暮らしを守れなくて、この白浜町を守れるわけがありません。町民の暮らしを守ってこそ白浜町を守れるのではないのでしょうか。白浜町

のトップとしてどういうふうにして町民の暮らしを守っていくのか、ご答弁いただきたいと
思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

丸本議員から、町民の暮らしを守ってこそ、この白浜町を守れるのではとのご質問をいた
だきました。先ほども答弁いたしました。第二次白浜町長期総合計画を初め、町が策定し
ております各種計画等の推進によりまして、さまざまな課題を抱えて生活されている方々へ
の支援につきましても、関係部局連携のもと、努めているところでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

それでは、本題の差し押さえについて質問させていただきます。

差し押さえ禁止債権である年金や給与が預金口座へ入れば差し押さえ禁止債権から預金債
権になり、押さえができるとの説明が先の12月議会でありましたが、その法的根拠がない
と12月議会での答弁であったと思います。確認しておきたい。年金給与等は生活を維持す
るため全額の差し押さえを国は認めていないと思います。預金口座に振り込まれば、生活
費を控除せずに差し押さえをしている現状があると思います。預金口座に入れば、生活費と
して国が認める10万円と一人につき4万5,000円、控除をしなくてよいとの町の説明
でありましたが、その根拠法はないと思いますが、控除しなくてよい、この根拠法はあるの
かないのか、簡潔にご答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

丸本議員より、年金や給与が預金口座に入れば預金債権となり、生活費として国が認める
控除をしなくてもよいという法の定めがあるのかという質問をいただきました。議員がおつ
しゃるとおり、給与債権や年金の差し押さえにつきましては、国税徴収法第76条、第77
条及び同法施行令第34条に基づいて1カ月当たり10万円、親族1人につき4万5,00
0円を加算した差し押さえ禁止額がございます。

大多数の納期限内納付をしていただいている方との税負担の公平性から、税の納付に応じ
ていただけない場合に預貯金や財産等を調査した上で差し押さえを行っているところでござ
います。預金債権につきましては、年金や給与のように差し押さえ禁止額が設けられており
ません。したがって、預金債権の差し押さえができる法の根拠は地方税法及び国税徴収
法となります。議員のご理解をお願いいたします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

預金に入れば、年金と給与については差し押さえ禁止債権ではなくなるという法の根拠、
定めというのはないということですね。あなたは今、地方税法、国税徴収法に基づき押さえ
をしておると、こう言いましたね。法に定めはないと、差し押さえ禁止債権であるものが預

金に入って差し押さえをやっているわけです。これについての法の定めがないんですか、あるんですかと私は質問しているわけです。あなたはその論点を答えてないんじゃないですか。

○議 長
番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

預金債権につきましては、差し押さえ禁止額の定めはございません。ただし定めがないからといって、税務課では機械的に差し押さえを行っているわけでもございません。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

機械的とか私は聞いていないんです。年金、給与については差し押さえを禁止している法律というのが、国税徴収法の76条と77条にあるんでしょう。その差し押さえを禁止してあるのが預金に振り込んできたら、年金を振り込んでくる、給与を口座へ振り込んできたら押さえができる。全額押さえができるとやっているわけですね。振り込んできた口座を押さえる場合は控除してないわけです。その法律で禁止債権が禁止債権でなくなる、押さえができるという法文があるんですかと。井澗町長が法令を遵守し、徴税業務に努めると、租税法主義と、そのとおりですよ。それをやられているんですかと言っているんです。

○議 長
番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

ただいま議員から、給与や年金が預金口座に入れば禁止債権から差し押さえ禁止額でなくなる法の根拠があるのかないのかというご質問ですけど、給与とか年金については国税徴収法により差し押さえ禁止額が定めていることは議員もご存じだと思いますけど、預金債権、口座預金の中に多種多様のものが入金されております。それにつきましては差し押さえの禁止額というのは特に明文化はされておられません。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

そしたら、条文にうたわれてないと、法文にはないということですね。

○議 長
番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

明文化はされておらないですけど、預金債権は特に差し押さえ禁止額というのは載っておりませんので、それにのっかって差し押さえを行っておりますけど、差し押さえに関しましては財産調査を慎重に行いまして、滞納者の方の生活が窮迫しないように適切に業務を遂行いたしております。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

次に行きます。先の12月議会において、町長は法令を遵守し、徴収の強化に努め、職務を遂行していくと答弁されております。年金、給与などが口座に入れば法が定めた生活費を控除せず町は差し押さえをしている現状があると思います。法の定めを守って徴収強化に努めることだが、年金や給与が口座に入れば控除せず法に定めがない中、差し押さえできる根拠とするのが平成10年2月10日の最高裁判決ではないのでしょうか。町長は法に定めがない中、最高裁の判例を根拠に差し押さえをしている現状があるのではないですか。町長にお聞きしたいと思います。

先の12月議会で法令を遵守し、徴収の強化に努めるとの答弁がありましたが、法に定めがない中、判例を根拠に滞納処分の1つである差し押さえ処分を行っているのではないのですか。法令に定めがないのに年金や給与が振り込まれている口座の全額の差し押さえ、滞納額が満つるまでの差し押さえ、これは町長が答弁した法令を遵守した税の徴収と言えるのですか。ご答弁をお願いします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

丸本議員から法令の遵守、徴収の強化についてのご質問をいただきました。

年金の受給権や給与債権の差し押さえを行う場合は、国税徴収法に定められた生活費等の差し押さえ禁止額を控除いたしております。議員がおっしゃる平成10年2月10日の最高裁の判例をもって預金債権差し押さえの根拠としているわけではございません。その判決内容は、預金口座に振り込まれ、預金債権となれば、原則として差し押さえ禁止債権としての属性を承継しないというものでございます。裁判例として提示させていただいたものであり、地方税法及び国税徴収法を順守し、税の徴収を行っております。議員のご理解をお願いいたします。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

ご答弁いただきました。内容につきましては年金や給与の受給権や給与債権を押さえる場合は、控除しているが、振り込んだ後の預金債権を押さえるときは控除していないという、こういうご答弁であったと思いますけども、国税徴収法にはやっぱり控除せなあかんと。そして、年金についても国税徴収法のみならず国民年金法、あるいは厚生年金法ですか、公務員共済組合法ですか、これらにも全額の差し押さえについては禁止されていると理解しているところではございますけども、町長、一昨年6月の議会で、最高裁の判例を根拠に差し押さえをしているというご答弁があったと思うんですけども、この町長が最高裁の判例をもって預金債権差し押さえの根拠としているわけではございませんと答弁されました。この中に年金が口座へ入ったときには、差し押さえ禁止からその属性を継承しない、これは最高裁の判例というのは民間同士の判例でしょう。滞納処分の判決ではないと思うんですけども、その点はいかがですか。最高裁の判例は差し押さえ禁止債権は、預金通帳へ入った場合は禁止から外れると、こう答弁されていますけども。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

丸本議員は一昨年9月議会での町長の答弁で、最高裁の判例によって差し押さえをしていると今言われましたけど、そういった今も町長の答弁にもございましたとおり、平成10年の最高裁の判例は年金や給与等もろもろのものが口座に入れば差し押さえ禁止の承継、引き継がれないということを答弁させていただいたもので、最高裁の判例によって差し押さえをしているという答弁ではございません。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

整理したいと思うんですけども、私は法律の法文によって差し押さえをしているんですかと。差し押さえ禁止になっているんでしょう。これは認めるわけでしょう。給与や年金というのは全額の差し押さえは、そういうのを禁止しているんでしょう。それは認めるわけでしょう。それが通帳へ入ったら全額押さえているという、こういう現実があるんじゃないですか。私はそれを問題にしているんですよ。差し押さえがだめだとか、法律で定められていたら滞納があったら押さえたらいんですよ。また滞納処分をしなければならないのでこれは定めとる法律にあるんでしょう。それをどうこう言っているんじゃないですよ。通帳へ入ったら控除なくて、押さえている、こういう現実があるんですね。それは法令に基づいて押さえているんですかと聞いている。条文がないでしょう。法文がないでしょう。法文はありますか。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

議員おっしゃるとおり、もともとの給与とか年金の受給権、それについては先ほども述べさせていただきましたけど、差し押さえ禁止額がございます。ただそれが預金口座に入りまして、多種多様なものが預金の口座に入っているんですけど、それは預金債権ということでございます。国税徴収法の中に預金債権には差し押さえ禁止額というのは設けられてございません。ですので、給与や年金のもとの受給権等のように差し押さえ禁止額を控除して差し押さえをするというわけではないということでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

私は法文がありますか、ないですかとお聞きしたんですけども。法律に差し押さえしたらあきませんという法文があるわけですよ。しかし通帳へ入ったら全額押さえている。差し押さえ禁止が差し押さえ可能な預金債権になって押さえている。差し押さえ可能になるという法文がありますかとお聞きしておるんです。ないでしょう。ないんですか、あるんですか、発言を求めます。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

議員がおっしゃるとおり、年金や給与のもとでは差し押さえ禁止額がございますけど、預金

口座に入れば差し押さえ禁止額がありませんという、そういった明記した条文はございません。ただし、先ほども答弁させていただいたんですけど、預金に入れば預金債権という扱いになりますので、預金債権については特に差し押さえ禁止はないということでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

口座に入れば、差し押さえ禁止債権が差し押さえができる債権にかわり、差し押さえをしている現状があると思います。法令に従い差し押さえをしているのであれば、法のどの規定に差し押さえ禁止から差し押さえ可能になる条文があるのか、答弁を求めたいと思いますけれども、今までの答弁を聞いたら条文がないという理解をさせていただいてよろしいわけですね。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

先ほども答弁させていただきましたが、年金や給与が預金口座に入れば禁止額がなくなるとそういった明文化された文言はございませんけど、何回も答弁をさせていただくんですけど、預金債権につきましては国税徴収法で禁止額が定められておらないという実情でございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

先ほど町長からご答弁ありました平成10年の最高裁判決は民間同士の判決であり、税の滞納処分の裁判ではなかったと私は記憶しております。その判例を根拠とするのであれば合法であると言えるのか疑問が生じてきます。

近年、差し押さえ禁止債権を巡る滞納処分の裁判で行政側の敗訴が続いております。法の趣旨にのっとり行政運営、徴税行政を行っていくよう求めます。

差し押さえ禁止債権である年金や給与が預金口座に入れば控除しないで差し押さえをする、法令にのっとり押さえであるのか、ご答弁を求めたいと思います。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

先ほども答弁させていただきましたが、給料や年金が振り込まれている預金口座につきまして、平成10年2月10日の最高裁の判例に基づいて差し押さえを行っているわけではございません。この判例は民事執行法に係る預金債権に関する裁判例として提示させていただいたものであります。預金債権の差し押さえにつきましては、当該判例を根拠としているわけではなく、地方税法及び国税徴収法にのっとり行ってございます。ご理解をお願いいたします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

年金や給与等の差し押さえ禁止債権が、預金口座に入れば預金債権となり、差し押さえができるとの法解釈で白浜町は差し押さえをしている現状があると思いますが、判例を調べてみますと、行政側がこれらの差し押さえ禁止債権を押えた判例では敗訴が続いている。このように私は理解しております。これらの裁判で行政側が勝訴した例はありますか。負けた例を私は3例知っていますが、勝った例というのは知らないんです。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

ただいま、年金や給与が預金口座に入った預金債権の滞納処分による差し押さえで行政側が勝訴した例があるのかというご質問をいただきました。

裁判所の裁判例検索により調べてみましたが、年金や給与が預金口座に入った預金債権に関し、税の滞納処分による差し押さえをされた側が行政側に差し押さえ取り消し等で裁判を起こした事例で行政側が勝訴した裁判例というのは確認できませんでした。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

確認できなかったということです。行政側が負けた例というのが3件あると私は認識しているんですけれども、その点はどうなのでしょう。判例は。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

ただいま議員が言われました、行政側が敗訴した3件という判例については承知いたしております。ただ個別の案件ではあるんですけど、差し押さえの方法と申しますか、そういうことが問題になっていると思うんです。ですので、白浜町がそういう差し押さえとかをする場合には、財産調査を綿密に行って、個人の財産調査、生活状況を的確に判断して滞納されている方が生活に窮迫しないようにして適切に処理したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

判例というのは、法律に条文がない中、やっている。そういう中で判例というのは国側が3回負けておるんでしょう。勝った例がないと今おっしゃったんですね。判例というのは踏襲していくべきで、今の答弁でしたら判例は踏襲しないと受け取るんですけれども、踏襲するべきではないんですか。国側が3回の裁判で3回とも負けているでしょう。国と地方自治体ですけども、踏襲すべきでないんですか。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

ただいまのご質問です。裁判例ですけど、あくまでも個別の案件の結果でございますので、そういった結果ということは重々考慮しなくてはならないとは考えておりますので、適切に

滞納処分の業務を行ってまいりたいと考えております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

確かに裁判というのは個別の案件でありますけども、これを踏襲しないというのでしたら大きな問題が生じてきて、一個一個全て裁判で決着をつけないと解決できない。こういう事態に陥りかねませんので、ぜひ白浜町においては言葉はあれなんですけども、振り込んできたら差し押さえができるというのはグレーな部分があると思うんですよ。その辺の法の趣旨というんですか、これを守っていただいて、徴税業務に勤んでいただきたいと思います。

最後に、町長、どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

徴税業務のあり方ということだと思いますけれども、町の今までの状況でございますけれども、大部分の納税者の方につきましては納期限内に納付をしていただいております。公平性の観点からはやはり公平性を確保しなければなりませんし、徴税業務につきましては、町の行政運営の根幹であります。自主財源確保のための最重要課題でございます。引き続き法令を遵守し、徴収の強化に努めて職務を遂行してまいりたいと考えております。

また、悪質な滞納にはやはり厳正に対処する必要があると考えております。滞納処分に関して、滞納されている方の財産調査を綿密に実施する、あるいは個別の事情、生活状況を総合的に判断し、差し押さえにより生活が窮迫しないように慎重かつ適切に対応してまいりたいと考えております。議員のご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

最後に、徴税業務の強化は結構なことですけども、差し押さえ禁止というのは何で禁止しているのか、生活費を控除しなければならん。全部押さえたら町長、生活ができないでしょう。徴税業務も結構なことですけども、その辺の法の趣旨というのののっとして、地方税法、国税徴収法をもとに押さえをしているのは理解できますけども、別の法律もあるんですから、福祉の観点から言うたら10万円の控除をしなくてはならない、1人につき4万5,000円、1人やったら14万5,000円控除せなあかん。それが抜かっている。その判決が先ほど課長が言った3例あると。差し押さえ禁止債権についての裁判で地方自治体側が3回負けているけども、勝った例は見当たらない。この判例を踏襲して行って、町行政をしていただきたいと思います。

これで、この件についての質問は終わります。

○議 長

以上で、税の滞納と差押についての質問は終わりました。

次に、2点目の町長の政治姿勢についての質問を許可します。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

次に、町長の政治姿勢についてお伺いさせていただきます。

核のごみについては議会で何度も取り上げ、2017年度からは核のごみ受け入れ拒否の条例制定を求めてきました。昨年2019年12月18日、白浜町議会で核のごみ拒否条例が全会一致で可決されたところであります。

町長の英断に敬意を表したいと思えます。

条例は、安全・安心なまちづくり推進条例という名称になっており、その条例の中にはまちづくりに影響を及ぼすと危惧される事項は認めないと規定されています。条例の中に原子力発電所の核燃料使用済み燃料などを町内に持ち込むことやそれらを貯蔵、処分する施設の建設を認めないとしています。条文には拒否という言葉はありませんが、条例を読めば放射性核廃棄物の持ち込み、貯蔵など一切できなくなることが見てとれます。

そこでこの条例が制定されたことで関西電力はコメントを出しました。

1点目に、関西電力のコメントについての町長の感想をお聞きしたいと思えます。昨年12月18日、白浜町議会で安心・安全なまちづくり推進条例が全会一致で可決され、夕方6時半過ぎ、その映像が大阪の民放から放映されたところであります。

その報道の中で、関西電力は、将来の立地地点として地元情勢を鑑みながら地道に取り組んでいく。今後も地元の情勢を踏まえて適切に対処したいとのコメントを出しています。関西電力のコメントを聞けば少なくとも核のごみ受け入れ拒否の条例制定を求めた町内外の住民や団体、そして核のごみ拒否条例案を議会に提案した町長を初めとする町当局、また全会一致で議案を可決した議会の神経を逆なでする言葉であると思えてきます。コメントの中身は今後も将来の立地地点として、地元への対策を地道に取り組み、活動を続けるという意味と受け取れます。

条例を制定したことについての談話の中で、将来の立地地点と発言しているわけでありませぬ。条例制定のコメントで将来の立地地点とコメントすることは、異例と思えます。この発言から、電力事業者である関西電力の姿勢を町長はどう思われますか。ご答弁を求めます。

○議 長

丸本君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま丸本議員から私の政治姿勢についてご質問をいただきました。

以前の答弁と重複しますが、放射性廃棄物の中間貯蔵施設等については、私自身受け入れる考えはないこと、将来的に事業者から申し入れ等があったとしても受け入れの協議を行う考えはないことを明確に申し上げてきたところであります。

また、そういった中でも不安を感じている方がおられることもあり、町民の不安を払拭するためにも条例制定が必要であると考え、昨年12月18日に白浜町安心・安全なまちづくり推進条例を全会一致で可決いただき、翌日施行したところであります。

本条例が制定されたことによる電力事業者のコメントについては確認したところでありませぬが、電力事業者の姿勢については私がコメントする立場ではないと考えています。

また、当町の考え方については、白浜町安心・安全なまちづくり推進条例において明記しているとおおり、全ての町民、観光旅行者が安心して安全かつ快適に生活、または滞在することができる環境の整備のため、安心・安全なまちづくりに影響を及ぼすと危惧される放射性

物質の町内への持ち込み及びこれらを貯蔵または処分する施設を町内に建設することを認めない考えでありますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

北陸にある関西電力の原子力発電所は再稼働が進んでいると私は認識しております。このような中、使用済核燃料というのは必然的に出てくることになると思います。条例がつくられたわけですが、この白浜に関西電力のコメントを聞いて、日置での立地をあきらめたと思いますか。町長、どう思われますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

電力事業者の施設建設の考えについて私は憶測で答弁をすることはできませんので、コメント等の答弁は差し控えさせていただきます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

昨年の9月議会で町長は次のように発言しております。町民の方々から直接意見を伺う中、依然としてこの問題に不安を抱く住民があり、そのため中間貯蔵施設受け入れをしない条例や宣言を制定といった方策を考えていくのが私の責務と、議会答弁がありましたが、それ以後も日置にある関西電力の事務所には多いときには車が4台も駐車し、活発に活動していることが見て取れます。

条例を制定しても会社の方針は報道にあったコメント、今後も地元情勢を踏まえ、適切に対処したいとあり、まだ施設建設をあきらめていないと見るべきではないのかと、私は考えます。原発から出る核のごみと言われている使用済核燃料の行き先がいまだ決まらず宙に浮いた状態になり、今も日置には関西電力や関連会社が所有する広大な土地があるため、不安を抱く住民団体が受け入れ反対で動いてきたと思います。

ここにきて、条例はできたが施設受け入れを危惧する住民は土地が今も関西電力と関西電力の関連会社の所有であり、昨年の12月18日のコメントを聞く限り、関西電力はまだあきらめていないとは思っておらず、将来の立地地点として地元情勢を鑑み、今後も地元情勢を踏まえ、適切に対処していきたいということなので、町有地にしていく方策を講じていくべきではと考えますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員ご指摘のとおり、日置川地域には電力事業者が所有する土地があることは承知しているところであります。

先ほどの答弁と重複しますが、私は施設を受け入れる考えはございません。しかし、それだけでは町民の不安を払拭することができないとのことで、明確にしたのが白浜町安心・安全なまちづくり推進条例であります。

私はこのような首長、自治体の考えを無視して施設整備を進めることはできないと考えています。

現時点では、電力事業者が所有する土地を購入し、町有地とする考えはございませんので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

購入する考えはないということですね。

今まで私は何度も核のごみについて質問してまいりました。条例が制定できましたが、関西電力は、将来の立地地点とコメントを出しています。条例制定したことで、今まで水面下で動いていたものが隠れて動く必要がなくなり、水面へとその姿を見せたと思うことができます。

原子力発電所についても、2町合併の1年前の2005年2月に資源エネルギー庁は、日置川を電源開発促進重要地点の指定から解除しました。しかし、関西電力は、日置川を電源開発促進重要地点から外したことについて次のようにコメントしております。内容は、当社の原子力発電所の候補地であることに変わりはない。計画に向けての活動を継続するとコメントしたことが地方紙で報道があります。

合併1年前には国が電源立地を進めるために、日置川や日高を電源開発促進重要地点に指定していたが、外した。国が指定を外しても会社の候補地からは外していないと、コメントを出したわけです。

今回も白浜町は条例を制定したが、立地地点として取り組むとのことであると思います。中間貯蔵施設建設を電力会社はあきらめたわけではないと考えます。ことし2020年には中間貯蔵施設の候補地を示すことになっているとのことでもあります。関西電力は今後、将来の立地地点とし、地元への対策を地道に取り組むとのことであり、準備が整い、機が熟せば、行動に移してくることを考えておかねばと思います。

そのような場合においても、町長は、以前から議会で答弁したとおり、話し合いには応じることなく、議会へ報告する約束を怠ることなく、遵守していただきたいと思っております。ご答弁をお願いします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

以前も答弁させていただいたところでありますが、事業者から申し入れ等があったとしても受け入れの協議を行う考えはございません。また、申し入れがあった場合は速やかに議会へご報告させていただきます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

よろしくお願いいたします。

質問の最後に、町長の英断で核のごみ受け入れ拒否の条例が制定できたわけでございます。町内外のたくさんの方々方が施設建設について不安を抱いていましたが、この条例制定をもつ

て不安の解消に役立つことができ、核のごみの持ち込みや貯蔵施設が事実上できなくなったわけでございます。

しかし、電力事業者のコメントを見ると中間貯蔵施設のみならず、原子力発電所の建設も合併1年前のコメントでは、あきらめていないとのことであり、この用地を町が取得しない限り問題の根本的解決にはならないと思います。

再度、町長のお考えをお聞きし、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

現在ご指摘のような、原子力関連施設を整備するには、やはり地元自治体の同意が必要になってきます。そのため、私の考えを明確にし、また、町の考えとして条例の制定を行ってきたところでもあります。先ほどの答弁と同じになりますが、現時点において電力事業者が所有する土地を購入し、町有地としてする考えはございませんので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

以上をもって、丸本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 11時32分 再開 12時58分)

○議 長

再開します。

6番 正木議員から少し遅れるとの連絡がございましたので報告いたします。

水上議会運営委員長から報告を願います。

10番 議会運営委員長 水上君(登壇)

○10 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

本日で一般質問を終結し散会することになりましたので、ご了承をいただきたいと思いません。

本日、散会後に全員協議会、議員懇談会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

引き続き一般質問を行います。

12番 廣畑君の一般質問を許可します。

廣畑君の質問は、一問一答形式です。通告質問時間は60分です。まず1点目の介護保険制度についての質問を許可します。

12番 廣畑君(登壇)

○12 番

それでは、今議会3人目ということで終了となります一般質問であります。

まず、介護保険制度についてということでお尋ねします。

制度開始以来20年を経過しました。第7期はあと1カ年を残すこととなりました。20

14年の改定では、要支援1、2の方の在宅サービスが保険給付の適用を受けられなくなり、市町村の事業となりました。また、要介護1、2の方の特養ホーム原則入所対象外、また、利用者負担は所得に応じた2割、3割負担となりました。

さらに政府は今度の介護保険改定前の2019年9月、介護保険も含めた全世代型社会保障改革検討会議を発足させ、首相、閣僚や政府系学者、財界人だけで構成した検討会議を発足させ、ことしの夏に検討会議の最終報告となっているようです。

白浜町の第8期の策定計画を計画中だと思います。この3年見直しの時期に伴う介護保険事業計画作成委員会の取り組みについてお伺いいたします。

○議 長

廣畑君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、廣畑議員より、第8期介護保険事業計画の策定に関するご質問をいただきました。

町では、平成29年度に第7期介護保険事業計画を策定し、高齢者が介護や支援が必要な状態となっても住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。

第8期事業計画の策定に当たりましては、第7期事業計画の検証や分析を行うとともに、今後の介護保険制度改正の内容も踏まえ、高齢者が住みなれた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、各種サービスの切れ目のない一体的な提供と誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現に向けた取り組みを検討する必要があると考えております。

具体的な取り組みは、これから介護保険事業計画等作成委員会を中心に行われることとなりますが、現在の取り組み状況に関しまして、担当課長よりご説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

介護保険事業計画等作成委員会の取り組み状況についてご答弁申し上げます

第8期介護保険事業計画策定につきましては、まず本年度におきまして介護実態調査またニーズ調査を行いまして、分析や課題の抽出を行った上で、令和2年度におきまして、そうした調査結果と介護給付等の推計を用い、必要な高齢者福祉施策と保険料の試算を行い、素案づくりを進めることとなります。

今後の委員会の具体的な取り組みにつきましては、現在実施しております事業所への実態調査や町内の一般高齢者の方へのアンケート調査などをもとにたたき台となる素案を作成した上で、適宜委員会へ諮らせていただきまして、その内容に対し、ご検討、ご意見をいただくこととしております。

以上です。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

ニーズ調査をしたと。それをもとに計画を策定していくというふうなことであります。

3年前ですか、7期の折には総合事業が新たに入りまして、その実行については白浜町内でどういうふうにしておるのかなというふうなことも思うわけなんです、町の介護予防・日常生活支援総合事業の現状等について、お尋ねしたいと思います。

そしてまた、そうした総合事業などのかかわりの中で地域での住民主体の介護予防の取り組み、これはどのようなものが取り組まれておるのか、このことについてお尋ねしたいと思います。

○議 長
番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

ただいま、廣畑議員から介護予防・日常生活支援総合事業の現状等についてご質問をいただきました。

介護予防・日常生活支援総合事業は高齢者が住みなれた地域で生活を継続するため、介護保険制度の持続可能性を高め、地域の多様な主体、人材を活用し、地域包括ケアシステム構築に向けて市町村が主体的に取り組むこととされております。介護予防・日常生活支援総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業としましては、従来の訪問介護や通所介護に相当するサービスのほか、多様なサービスが想定されております。町では、平成29年度から介護保険制度と同じ指定基準でのサービス提供による訪問型サービス、これは訪問ヘルプサービスのことでございます。及び通所型サービス、これにつきましてはデイサービスのことでございます。これらへの移行のみとしましたので、要支援認定を受けた方や基本チェックリストで対象となった方全員が以前と同じ事業所による同様のサービス提供を受けられております。

これらのサービス以外の多様なサービスにつきましては、生活支援体制整備事業により、既存サービスや地域資源等の有効活用などの体制整備を図り、協議体委員の方々とも協議を行っているところでございます。

○議 長
番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

地域での住民主体の介護予防の取り組みについてご質問いただいております。

一般介護予防事業のうち住民主体の取り組みのものについては、2種類ございます。1つはわかやまシニアエクササイズ教室の修了者によるステップ台を活用した運動を行うグループです。町内8カ所で行っており、合計132人の方が週1回集まり活動をされています。

もう1つは白浜町社会福祉協議会に委託しておりますふれあいいいきいサロンです。地域のボランティアを中心として交流の場、介護予防の場としてサロンを開催しており、22グループ活動されています。延べ85回開催し、1,197人の方が参加されています。わかやまシニアエクササイズには、継続支援としてスポーツ保険の取りまとめや保健師の訪問によるサポートを行っています。

また、わかやまシニアエクササイズとふれあいいいきいサロンのグループ活動の支援としまして、各グループに対して年1回、リハビリ専門職等を派遣して、講座を開催できるようサポートしております。

○議 長

1 2 番 廣畑君（登壇）

○1 2 番

町の事業として、総合事業というふうなことですけれども、今は要支援の方については以前のサービスと同じサービスが受けられておると、そういう実態であります。やっぱり要支援の方というのはほんまに要介護に至らないように何とかとめたいというふうなことで、いろんなサービスがあるわけなんですけど、そういう中で町も取り組んでおるというふうな回答でございました。

それから、1つは住民保健課のほうではシニアエクササイズと社会福祉協議会などの地域のボランティアを中心とした介護予防の取り組みというふうなことで活動されておるということであります。この辺をやっぱり大きく広げていくというようなことが、これからも必要と違うのかなと思いますし、この改定の中では、ほんまに1年、住民のニーズに合ったそういう取り組みを提案していただきたいというふうに思うわけであります。

さて、続きまして、今回改定されようとしている要介護認定の、ここへかかわってくるわけなんですけれども、要介護1、2の方の総合事業への移行について、議論がどのように進んでいるかというふうなことであります。介護保険で要介護1、2の方を支援していくのではなしに、総合事業の中で市町村がやっていくのだというような方向を何年か前からそういうことで考えられておると思うんですけれども、こうしたことについて、今度1年かけてというふうなことなんですけど、そうした意味について、中身について答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

ただいま、要介護1、2の方の総合事業への移行についてご質問をいただきました。

総合事業への移行につきましては、第8期介護保険制度改正に向けて審議がなされ、社会保障審議会介護保険部会において総合事業の実施状況や介護保険の運営主体である市町村の意向、利用者への影響等を踏まえながら、引き続き検討を行うことが適当であるという一定の方向性が示されたところでございます。

この意見を参考にいたしまして、第8期介護保険制度改正に向けた法案の提出、審議が行われる予定であることから、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えてございます。

○議 長

1 2 番 廣畑君（登壇）

○1 2 番

今の課長答弁で、やはり総合事業への実施の状況や介護保険の運営主体、そうしたことの町の運営主体の意向、それから利用者への影響などを勘案していくのだというふうなことであります。

ぜひ1年というのは長いのか短いかわかりませんが、高齢者に対する支援ということでは、介護保険の中で使えるように、十分使えるようなことで取り組んでいただきたいと思います。

次に、ケアプランが有料になっていくようですが、第1号の65歳以上の保険料を支払っ

ている高齢者は無料の相談とか調整、あるいはケアプランについては介護保険の要だと思えます。今はケアプランをつくるのは皆公費で保険料の中で賄っていると思うんですけども、それが個人持ちで料金をとるということになれば、8,000円から1万円ぐらい要すると思うんですが、やっぱり介護をやめようかというふうなこともあると思うので、こうした点について、介護保険の要だというふうに僕は思うんですけども、どのように町として考えていますか。

○議 長
番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

ただいまケアプランの有料化についてご質問をいただきました。

このケアプランの有料化につきましては、平成22年度から国の議論の対象とされてきておりまして、第8期介護保険制度改正に向けましても議論が継続されており、社会保障審議会介護保険部会におきまして、利用者やケアマネジメントに与える影響を踏まえながら、引き続き検討を行うということが妥当であると、一定の方向性が示されたところでございます。

こうした意見を参考にいたしまして、第8期介護保険制度改正に向けた法案の提出、審議が行われる予定であることから、先ほども申し上げましたが、この件につきましても国の動向を注視しながら引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

○議 長
12番 廣畑君（登壇）

○12番

このことについてもまだ固まっていないという答弁でございました。ほんまにやっぱり各町で計画をつくっていく中では、住民にとって使いやすい、そうした介護保険の制度が必要であるのかなと思いますし、十分検討していただきたいというふうに思います。

それから、介護保険の保険料のことです。大体3年に一遍の今度が8回目になるわけなんですけど、改定について、白浜町の保険料の基準額は6,575円です。県の平均では和歌山県は全国的にも上から4番目と、非常に高い県になってございます。お聞きしますと、白浜町は其中で上から11番目の料金であるというふうなことであります。この6,575円というのは県内でも最高のところから比べると1,000円安いわけなんですけど、1番から30番までをとりますと1,000円から1,500円ぐらいの幅があるんですかね。そういう中でこれ以上の値上げというのはほんまにかなわんというふうに、私だけではないと思います。年金は目減りする中で、天引きをされていくというふうなこと、やはり基本は国庫の負担をもっとふやしてもらおうというふうなことがあるのではないかと思います。

そこで、そうしたことについて見解を聞きたいと思います。いかがですか。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外（町長）

第7期介護保険事業計画におきましては、全国の基準額は5,869円、和歌山県の月額基準額は6,538円となっており、これに対し、本町の月額基準額は6,575円であります。県の平均値とほぼ同額の水準となっております。これから本格的に第8期の事業計画に取りかかることとなりますが、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向け、

地域包括ケアシステムをさらに推進することが第8期の計画策定においても大変重要な課題であると思っております。

また、急速に高齢化が進み、特に高齢者単身、または高齢者夫婦のみの世帯が増加することも見込まれ、一方でそうした方々を支える担い手が減ってくるという構図も見えておりますので、将来にわたり介護を必要とする方々を支えていくには、2025年までの残された数年間に何をすることが極めて重要になるものと考えております。

今後、委員会でも必要とされるサービスやその財源となる保険料等に関しましてはご検討いただくこととなりますが、町といたしましては、住民の皆様がいつまでも安心して暮らせるよう、健全な制度の実現に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

ご存じのように、昨年の秋10月に消費税が10%になりました。今まで消費税が生まれてこの方、福祉に使うのだというふうなことで国民を政府は納得させようとしてきておりますけれども、去年の秋から10%です。それから今は突然に新型コロナウイルスの関係で仕事とかいろんな面で大変であります。そういう中で、保険料がまた4月からも払うていかなければならないわけです。大企業や富裕層がもうけて、そのうちトリクルダウンで国民にも落ちてくるということでありましたけれども、7年待ったけれどもなかなか落ちてこないことでもあります。

介護保険など社会保障がいつよくなるのか、このように思っておったわけですが、そんなことはありませんでした。今の段階では所得にかかわりなく、使いにくい介護保険、このようにならないようにほんまに考えていかなあかんの違うかなど。来年の4月から8期目が始まりますけれども、1年を通してほんまにこの介護保険を使いやすい制度にしていくために、どういうふうにしていったらいいのだというふうなことも、国にも意見を申して、策定、町の計画の作成に当たっていつていただきたいというふうなことを申し上げまして、この質問を終わります。

○議 長

以上で、介護保険制度についての質問は終わりました。

次に、2点目の新型コロナウイルス感染症にかかる取り組みについての質問を許可します。

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

それでは、新型コロナウイルス感染症にかかる取り組みについて、お尋ねをします。

このことにつきましては、朝方も先輩議員の質問もありました。重複することもあるかもわかりませんが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

個人的なことながら、2月の初めに神戸市へ所用がありまして行きました。そのときは兵庫県や大阪府では、感染者は確認されていませんでした。現在、大阪府や兵庫県での感染者がふえる中、皆さんもご存じのようにプロ野球であるとか、きのうはセンバツ高校野球が中止になりました。戦争の時期を除いて中止になるのは初めてだというふうなことであります。ほんまに住民、人間の生活というのはウイルスとかに弱いなというふうなことを思うわけで

あります。

和歌山県内では、発症者は14名、不幸にして亡くなられた方が1名、その後は感染者はふえていないということです。3月10日夜の仁坂知事の民放番組のインタビューでは、当初の県内感染者出現の発表の後、二次感染、三次感染等の経路、徹底的に経路や接触者を追跡し、そしてPCR検査を実施したとのこととあります。このときに知事は、政府の指導に1つだけ反しましたと。多くの方の検査をしたというふうなことであります。なかなかすばらしい取り組みだったんだなというふうに関心しております。

さて、国会では10日に衆議院に提出されたインフルエンザの特措法、特別措置法の改定案が昨日内閣委員会で審議されて、人権や私権制限の歯どめがあいまいなどの問題が提起される中、委員会で可決されました。13日、あした成立、それから14日施行とのこととあります。

さて、過日3月2日付で新型コロナ対応において、日本共産党の町議団として申し入れをしたところであります。また、先般の全員協議会での説明もございましたが、このことは日々刻々状況が日本の国内もそうですし、世界の状況も変わります。しかし、その後、知事のインタビューにもありましたけれども県内では感染者が出現していない、こういう中でありますけれども、幾つかのことについてお尋ねしたいと思います。

新型コロナ対応については、まず新型インフルエンザ等対策措置法に基づく白浜町行動計画に基づいての対応というふうなことになっていると思いますが、今までの経過を順次お尋ねしたい、教えていただきたいと思っております。

○議 長

廣畑君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

廣畑議員から新型コロナウイルス感染症にかかる白浜町の取り組みについてご質問いただきました。新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）は、新型インフルエンザや新感染症に適用されますが、今回の新型コロナウイルスはそのどちらにも該当せず、同特別措置法の適用対象とはなっておりませんでした。今回、国において改正法案が審議されておりますが、白浜町のこれまでの取り組みについて、ご説明いたします。

令和元年12月以降、中華人民共和国湖北省武漢市において、新型コロナウイルスによる患者が複数報告され、1月に入ってから国内でも複数の患者が確認されておりました。そうした中、白浜町では、1月27日には備蓄物資の確認及びマスクを教育委員会へ配備することなどを行い、町経済団体への情報提供を開始しました。

1月29日には、課長会を開催し、今回の新型コロナウイルス感染症について、まずは平成27年10月に改定しました新型インフルエンザ等対策措置法に基づく白浜町行動計画を準用した対策に取り組むこととし、引き続き備蓄物資の確保や感染予防の広報啓発を行うこととしました。

その後、2回の課長会で対策の体制や各課の役割について協議を行い、啓発とともに対策を進めておりました中、県内において2月13日に1例目の感染者が確認された以降、感染拡大の懸念があったことから、2月19日に町長を本部長とした白浜町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、田辺保健所や近隣市町村と情報交換をしながら情報収集、ホーム

ページ、FMビーチステーション、安心・安全メールによる周知、町内経済団体への情報提供、啓発チラシの配布、妊婦の方、呼吸器の機能障害で身体障害者手帳をお持ちの方へのマスク配布、イベント、会議等開催中止基準を設け、期間を2月末までと決めてございます。

その後、2月26日にイベント、会議等の開催中止基準の期間のめどを3月15日までと延長し、再度3月10日の対策本部会議で、3月31日まで延長してございます。

現在、マスク及び消毒液の確保に努めておりますが、消毒液につきましては順次納品がされだしましたけれども、マスクについては品不足から納品の見通しがつかない状況でございます。

以上です。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

今後、特に具体的な取り組みに加えて、新型インフルエンザ特別措置法の第5条の国民の自由や人権尊重について細心の注意が必要と思いますが、どうでしょうか。また、改定法が今議論しておるところでありますけれども、議論の末、成立した場合、町民に対しての広報や説明について慎重に基本的人権などの制限条項についても、さらに慎重を期すように思いますが、いかがでしょうか。このことをお尋ねします。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

議員ご指摘のとおり、現行の新型インフルエンザ等対策特別措置法第5条では、国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限度のものでなければならないとあり、国民の自由や人権尊重について細心の注意を払うのは当然と考えます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

その辺、例えば誰の土地でも建物を建てるとか、そういうふうなことが自由に行われるようではあかんと思いますので、ぜひそういった点についてもほんまに慎重に人権とか私権を阻害しないような形で、まだ成立していませんけれども、恐らく成立の方向かなと思います。そういった対応を地元でもしていただきたいというふうに思います。

それから、報道などによりますと、高齢者の感染に要注意が必要だとのことですが、介護事業所とか福祉事業所での消毒液やマスクの不足が言われています。これは1週間ほど前の情報なんですが、どのように把握して、改善の方向に支援していきますか。また、どのように現状は改善しているのか、このことについてお尋ねします。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

ただいま、廣畑議員から、介護事業所を含めた高齢者施設等に対するマスクなど、衛生用

品の提供に関するご質問をいただきました。

高齢者施設等に関しましては、令和2年2月21日付の厚生労働省からの県への通知の中で、高齢者施設等における各種衛生用品の不足を把握した上で、万一不足するようであれば、市町村が備蓄している衛生用品も考慮しつつ、さらに不足が生じていれば、県関係部局で保有する衛生用品を連携しながら、高齢者施設等へ放出することを求める旨の内容が示されたところでございます。

しかしながら、県では、先般の有田地域で発生いたしました新型コロナウイルス感染症の際に、備蓄されておりました衛生用品も関係機関等へ提供したため、不足しており、現時点では高齢者施設等への提供が困難になるとともに、施設ごとの状況把握も実施していない状況であると伺っているところでございます。マスクなどの衛生用品は全国的にも不足しており、その確保には少し時間がかかるものと思っております。

高齢者施設等からは、マスクなどの提供を要請するような問い合わせは現在のところございませんが、感染することで入所されております高齢者の方が重症化する可能性もございます。

町といたしましては、今後、感染が当地域にも拡大するおそれが見込まれる場合など、提供する必要があると判断した場合には、速やかに白浜町新型コロナウイルス感染症対策本部会議の中で協議を行い、町が所管する他の施設等との調整を図った上で、可能な範囲で提供できればと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

続きまして、学校や学童などでの対応について、お伺いします。

食事の課題、学習の課題、集団の課題、また学校などには家庭訪問の課題もあります。こうした学校や学童保育について、どのように方向を見定めますか。また学校の休業からの再開などはどのように考えておられますか。3日の国会での文部科学大臣の答弁では、学校を開くのは設置者の判断との答弁がございました。

こうしたことに白浜町教育委員会としてどのようにされるのか、お尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

廣畑議員より、新型コロナウイルス感染症にかかる学校等の取り組みについてご質問をいただきました。

教育委員会では、3月2日より町内の小中学校において一斉休業を実施しているところです。一斉休業中の対応としましては、どうしても家庭でいることが難しい児童については、午後1時まで学校でお預かりし、その後、学童保育利用者については学童保育所の開設時間を午後1時から前倒しをして受け入れを行っているところでございます。

学習面に関しましては、家庭学習用のプリント等を作成して配布し、休業中もできる限り影響が出ないように対応しております。学年や内容によっては1人で学習できないものもありますので、新年度になってから履修できるように引き継ぎが行えるよう、学校で準備を行っているところでございます。

学校の再開につきましては、国や県、県教育委員会、近隣市町の動向を参考に判断をしていきたいと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症につきましては日々状況が変化していることを踏まえ、学校の再開はいつ実施しても対応できるように、迅速な情報の伝達と共有について3月6日実施の校長会において協議したところでございます。

引き続き状況を注視しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

次に、支援学校も休校であります。障害児デイサービスの受け入れの様子や状況はいかがですか。また、町内小学校に在籍する障害を持ったお子さんの処遇について、あるいは保護者とのかかわりも絡んでどのように行われているのか。そして行われているとすれば、今後の方向についてもお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

ただいま、児童生徒のデイサービスの受け入れの状況等に関するご質問をいただきました。政府の小中学校、高等学校、特別支援学校等の一斉臨時休業の要請を受け、厚生労働省より新型コロナウイルス感染症予防のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応についての事務連絡が出され、町内でも各放課後等デイサービス事業所が対応に当たっていただいているところでございます。

事務連絡では、保護者が仕事を休めない場合、自宅等において1人で過ごすことのできない児童生徒がいることも考えられるため、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくよう事業所に対しお願いするとともに、開所時間につきましても可能な限り長時間とするなどの対応を求める内容となっており、現在、夏休み等の長期の休業日と同様、午前中から夕方まで開所していただいております。

既にサービスの利用を決定しております児童生徒につきましては、保護者と事業所との直接のやり取りで利用日数等が話し合われ、利用日数の増加等の変更が出てきた場合、事業所より町に対し、連絡をいただく流れとなっております。

これまで放課後等デイサービスの利用決定がされていない小中学校の児童生徒で利用を希望される方が出てきた場合、スムーズな利用開始ができるよう体制も整えておりますが、現時点ではそのような問い合わせはございません。

放課後等デイサービス事業所等の柔軟な対応により、利用上の混乱などは今のところなく、スムーズな運用がなされていると思っております。今後もこうしたサービスに関する相談がありましたら、対応できる体制を維持してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

小学生について、やはり家でいる中で、家でばかりいたらほんまに何か外へ出て活動した

い、いつもの学校へ行きたい、友達と遊びたいという、これが本音であります。そういう中で、小学校へ朝から行って昼から学童へ行く子どもたちは何人か学校におるわけなんです、運動場へ行くなというふうなことではなしに、校庭で縄跳び程度をさせるとか、勉強も学校の中での対応も隣合わせで座っても、ちょっと間隔を置いたりしているのだというふうなことであります。ただしかしやっぱり、外へ出て飛び回りたいというのが皆さんもそうですし、子どものころのことを思い出しますと、そうだと思いますし、今の子どもたちもそういうことを望んでいる。力を持て余しておることがあります。

やはりしゃくし定規なことで規制をしていかないように、そういった取り組みにしていきたいと思いますし、聞くところによると、実際に見てはないんですが、補導センターの職員から外におったら声をかけられたというふうなこともございます。散歩とかについては、もうちょっとゆるめといいますか、運動もしないといけないと思いますので、夕方になりますと親子で走っている子どもさんもありましたし、小学校高学年の子どもさんだけで走ったりしている子どもたちもありました。そういった外気にふれて体感をするというふうなことが、まだ今我が町はそういったことができるのと違うかと思っておりますので、しゃくし定規な指導というか通知といいますか、してないとは思いますが、一定子どもたちの感性といいますか学習の意欲に応じたそういう取り組みに努めていっていただきたい。これは障害を持つ子どもさんたちもそのように思いますし、皆、今は辛抱のしどころですが、そういった指導を教委としても民生課としてもお願いしたいというふうに思います。

次は、幼稚園では登園をしています、保護者に対する啓発、取り組み、また今後の方向についていかがでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

ただいま、廣畑議員から幼稚園等における新型コロナウイルス感染症に対する啓発や取り組みに関するご質問をいただきました。

町では、注意喚起を目的として、国内での感染が見られ始めた1月下旬にマスク2,000枚を私立も含め各園に配布いたしております。あわせて、消毒液の設置に関しましても、保育室だけではなく、業者や保護者などの来園者にも対応するため、玄関にも設置することを各園に対し指示するとともに、保護者の皆様に新型コロナウイルス感染症の特徴や予防策を知っていただくため、各園で啓発ポスターを掲示するなど、感染予防に向けた取り組みを進めてきたところでございます。

保育園等につきましては、家に1人であることができない年齢の子どもが利用する施設であることから、感染の予防に留意しながら、引き続き開園をしておりますが、予定しておりました園開放や子育て広場など保護者等が参加する催し物は中止にする方向で進めているところでございます。

現在保育園等では登園前に園児の体温を計測し、検温表に記入してもらうなど、保護者にもご協力をいただきますとともに、保育士には出勤時の検温で37.5度以上の発熱やせきなど、呼吸器症状がある場合は出勤を控えるなどの対応を指示しているところであります。

町といたしましては、今後も国や県からの情報を注視しながら、適宜、園長会を開催するなど、予防策や感染した場合の対策などの情報を共有するとともに、私立保育園等に対しま

しても、情報を提供してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12番

それでは、最後にやはり新型コロナウイルスへの対応、今後産業界だけではなくて、町民生活の全般にわたって影響があると思います。町民の生活と人権制限の制約が多くなっていく中、生活には機敏に対応、人権の制限にはあくまでもさらなる慎重を期して対応していく、このことを求めたいと思いますが、いかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外（町長）

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、報道によりますと、安倍首相は9日の参議院予算委員会で新型インフルエンザ対策特別措置法改正で可能となる緊急事態宣言について、国民の主権を制約する可能性もあるわけで、どのような影響を及ぼすか十分に考慮しながら判断したいと述べられております。

実施に当たりましては、慎重に判断する考えを示されておるとのことであり、白浜町におきましても、住民の自由や人権尊重について細心の注意を払ってまいりたいというふうに考えております。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12番

今、町長の答弁をお聞きしました。この新型コロナウイルスの対応については一丸となっていかなければならないと思いますし、仕事もやめてあしたから来なくてもいいと言われた方もおられます。やはり影響が底知れないなと思いますし、町としてできる手をどんどん次々に打っていくというふうなことを申し上げまして、この質問を終わります。

○議 長

以上をもちまして一般質問を終結いたします。

お諮りします。

本日はこれをもって散会し、次回は3月19日木曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって散会します。

議長 西尾 智朗は、13時47分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 2 年 3 月 12 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員